

改正 平成28年11月30日 原規技発第1611304号 原子力規制委員会決定

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

原子力規制委員会

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年11月30日より施行する。

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>(定義) 第一条 (略)</p>	<p>第1条(定義) 1～3 (略) 4 上記2及び3に規定する「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とは、敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。<u>当該実効線量の評価方法としては、別記1のとおりとする。</u> 5・6 (略)</p>	<p>第1条(定義) 1～3 (略) 4 上記2及び3に規定する「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とは、敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり5 mSvを超えることをいう。 5・6 (略)</p>
<p>第二条～第五条 (略)</p>	<p>第2条～第5条 (略)</p>	<p>第2条～第5条 (略)</p>
<p>(安全機能を有する施設の地盤) 第六条 (略)</p>	<p>第6条(安全機能を有する施設の地盤) 別記2のとおりとする。</p>	<p>第6条(安全機能を有する施設の地盤) 別記1のとおりとする。</p>
<p>(地震による損傷の防止) 第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3・4 (略)</p>	<p>第7条(地震による損傷の防止) 別記3のとおりとする。</p>	<p>第7条(地震による損傷の防止) 別記2のとおりとする。</p>
<p>第八条～第十四条 (略)</p>	<p>第8条～第14条 (略)</p>	<p>第8条～第14条 (略)</p>
<p>(設計基準事故の拡大の防止) 第十五条 (略)</p>	<p>第15条(設計基準事故の拡大の防止) 1 (略) 2 上記1の「公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えない」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えないことをいう。 ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年実効線量限度として、1ミリシーベルトを勧告しているが、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が年当たり1ミリシーベルトを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもあり得るとなっている。これは通常時の放射線被ばくについての考え方であるが、これを発生頻度が小さい事故の場合にも適用するこ</p>	<p>第15条(設計基準事故の拡大の防止) 1 (略) 2 上記1の「公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えない」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が5 mSvを超えないことをいう。 ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年実効線量限度として、1 mSvを勧告しているが、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が年当たり1 mSvを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもあり得るとなっている。これは通常時の放射線被ばくについての考え方であるが、これを発生頻度が小さい事故の場合にも適用することとし、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5 mSvを超えなければリスクは小さい</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
	<p>とし、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えなければリスクは小さいと判断する。なお、発生頻度が極めて小さい事故に対しては、実効線量の評価値が上記の値をある程度超えてもそのリスクは小さいと判断できる。</p>	<p>と判断する。なお、発生頻度が極めて小さい事故に対しては、実効線量の評価値が上記の値をある程度超えてもそのリスクは小さいと判断できる。</p>
<p>第十六条 (略)</p> <p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (廃棄施設)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項に規定する「十分に低減できる」とは、ALARAの考えの下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年)を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるものであることをいう。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (廃棄施設)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項に規定する「十分に低減できる」とは、ALARAの考えの下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年)を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるものであることをいう。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第十八条～第三十三条 (略)</p>	<p>第18条～第33条 (略)</p>	<p>第18条～第33条 (略)</p>
<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げる緊急時対策所を設けなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>第34条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす「緊急時対策所」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を備えたものをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 判断基準は対策要員の実効線量が7日間で100ミリシーベルトを超えないこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第34条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす「緊急時対策所」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を備えたものをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 判断基準は対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。		
第三十五条 (略)	第35条 (略)	第35条 (略)

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p style="text-align: right;">(別記1)</p> <p style="text-align: center;"><u>安全上重要な施設の有無の確認に当たっての実効線量の評価方法</u></p> <p>第1条4に規定する評価方法は、以下のとおりとする。</p> <p>1. <u>構築物、系統及び機器（以下この別記1において「SSC」という。）の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量を評価する。</u></p> <p>2. <u>当該機能の喪失は、機器の故障等に加え、地震、津波その他の外部事象による加工施設の損傷も考慮することとする。</u></p> <p>3. <u>外部事象による加工施設の損傷を考慮する場合のSSCの機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量の評価（以下この別記1において「外部事象評価」という。）に当たっては、以下を基本とする。なお、加工施設の立地状況を考慮して、必要に応じて、自然現象の重量についても考慮し、外部事象評価を行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>地震</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地震は、Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力を設定することとする。当該地震力を設定しない場合は、SSCの機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。</u> ・<u>外部事象評価に当たっては、上記地震力を受けた場合における加工施設の損傷を当該加工施設の設計に応じて考慮し、適切な除染係数（DF）等を設定するものとする。</u> <p>(2) <u>津波</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>津波は、基準津波相当の津波高さ及び遡上範囲を設定することとする。ただし、その設定に当たっては、必ずしも地質学的調査等を行う必要はなく、国や地方公共団体が公表している想定津波高さ及び周辺の原子力施設で設定された津波高さを参考に、加工施設の立地状況を考慮して、津波高さ及び遡上範囲を設定することも可能とする。当該津波高さを設定しない場合は、SSCの機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。また、当該津波高さを設定しても津波の遡上がないことを確認した場合は、外部事象評価を不要としその評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えないものとみなす。</u> ・<u>外部事象評価に当たっては、津波により加工施設が損傷した場合に核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物が津波によって当該加工施設外へ流出しないような措置（固縛、一部の部屋及び設備・機器の強固な設計対応等）を考慮し、又は流出した場合における適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</u> <p>(3) <u>竜巻</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>竜巻は、既往最大の竜巻（日本で過去に発生した最大級の竜巻）の規模を考慮して設定することとする。</u> 	<p>(新設)</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>・外部事象評価に当たっては、竜巻により加工施設が損傷した場合に核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物が竜巻によって飛来物として当該加工施設外へ飛散しないような措置（固縛、一部の部屋及び設備・機器の強固な設計対応等）を考慮し、又は飛散した場合における適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</p> <p>（４）その他の外部からの衝撃について</p> <p>地震、津波及び竜巻以外の自然現象（洪水、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等）及び工場等内又はその周辺において想定される事象であって人為によるもの（飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等。ただし、故意によるものを除く。）の外部事象評価は、次のとおりとする。</p> <p>・これらの事象は、加工施設の立地状況を考慮して、その荷重を設定することとする。当該荷重を設定しない場合は、SSCの機能を喪失するものとして外部事象評価を行う。また、これらの事象の発生が除外できる場合又はその影響が極めて小さいことが明らかな場合は、その評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えないものとみなす。</p> <p>・外部事象評価に当たっては、上記荷重を受けた場合における加工施設の損傷を考慮し、適切な除染係数（DF）等を設定することとする。</p>	
<p>第6条（安全機能を有する施設の地盤） （以下略）</p> <p style="text-align: right;">(別記2)</p>	<p>第6条（安全機能を有する施設の地盤） （以下略）</p> <p style="text-align: right;">(別記1)</p>
<p>第7条（地震による損傷の防止） 1 （略）</p> <p>2 第7条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとする。</p> <p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設 以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>① Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば次の施設が挙げられる。 a)～c) （略） 上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当</p> <p style="text-align: right;">(別記3)</p>	<p>第7条（地震による損傷の防止） 1 （略）</p> <p>2 第7条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとする。</p> <p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設 以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>① Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば次の施設が挙げられる。 a)～c) （略） 上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故あ</p> <p style="text-align: right;">(別記2)</p>

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>たり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>② Bクラス (略)</p> <p>③ Cクラス (略)</p> <p>二 ウラン加工施設 以下のクラスに分類するものとする。</p> <p>① Sクラス <u>自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいい、例えば次の施設が挙げられる。</u></p> <p>a) <u>ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</u></p> <p>b) <u>上記a)に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</u></p> <p>c) <u>上記a)及びb)の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</u></p> <p><u>上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。</u></p> <p>② 第1類 (略)</p> <p>③ 第2類 (略)</p> <p>④ 第3類 (略)</p> <p>3 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設</p> <p>① Sクラス（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 建物・構築物については、通常時に作用している荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準（以下「建築基準法等の規格等」という。）による許容応力度を許容限界とすること。 機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。なお、「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切に地震力と組み合わせることを考慮すること。 <p>② Bクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また、共振のおそれのある施設 	<p>たり5mSvを超えることをいう。</p> <p>② Bクラス (略)</p> <p>③ Cクラス (略)</p> <p>二 ウラン加工施設 以下のクラスに分類するものとする。なお、ウラン加工施設の安全上重要な施設については、上記一のSクラスに分類すること。</p> <p>(新設)</p> <p>① 第1類 (略)</p> <p>② 第2類 (略)</p> <p>③ 第3類 (略)</p> <p>3 第7条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 ウラン加工施設の安全上重要な施設及びプルトニウムを取り扱う加工施設</p> <p>① Sクラス（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 建物・構築物については、通常時に作用している荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とすること。 機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。なお、「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切に地震力と組み合わせることを考慮すること。 <p>② Bクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。また、共振のおそれのある施設

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>設については、その影響についての検討を行うこと。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の規格等</u>による許容応力度を許容限界とすること。 ・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</u> <p>③ Cクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 ・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の規格等</u>による許容応力度を許容限界とすること。 ・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</u> <p>二 ウラン加工施設</p> <p>① <u>Sクラス（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。</u> ・<u>建物・構築物については、通常時に作用している荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の規格等</u>による許容応力度を許容限界とすること。</u> ・<u>機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせた荷重条件に対して、<u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</u>なお、「事故時に生じる」荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切に地震力と組み合わせて考慮すること。</u> <p>② 第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の規格等</u>による許容応力度を許容限界とすること。 ・設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。また、設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがないこと。 <p>③ 第2類及び第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の規格等</u>による許容応力度を許容限界とすること。<u>ただし、<u>建築基準法等の規格等</u>については、その改正があった場合において、Sクラスに属する施設を有しない加工施設における第3類の建物・構築物のうち、次に掲げる要件を全て満たすものであって、改正後の建築基準法等の規格等を適用しないこととされているものに対しては、改正後の建築基準法等の規格等を用いないことができる。</u> イ <u>当該建物・構築物の安全機能が喪失した場合において、放出される放射性物質の量及び放射線量が極めて微量であるものであること。</u> ロ <u>当該建物・構築物内に点検等の一時的な立入り以外の立入りがなく、</u> 	<p>設については、その影響についての検討を行うこと。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準</u>による許容応力度を許容限界とすること。 ・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</u> <p>③ Cクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 ・建物・構築物については、通常時に作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準</u>による許容応力度を許容限界とすること。 ・機器・配管系については、通常時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。</u> <p>二 <u>上記一以外のウラン加工施設</u> (新設)</p> <p>① 第1類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等安全上適切と認められる規格及び基準</u>による許容応力を許容限界とすること。 ・設備・機器については、常時作用している荷重と一次設計に用いる静的地震力（以下「一次地震力」という。）を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。また、設備・機器については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがないこと。 <p>② 第2類及び第3類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、<u>建築基準法等安全上適切と認められる規格及び基準</u>による許容応力を許容限界とすること。

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>・設備・機器については、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。</p> <p>4 第7条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <p>一 プルトニウムを取り扱う加工施設 (略)</p> <p>二 ウラン加工施設</p> <p>① <u>Sクラスのウラン加工施設</u> 实用炉設置許可基準解釈第4条4の方法によること。</p> <p>② <u>上記①以外の建物・構築物</u> (略)</p> <p>③ <u>上記①以外の設備・機器</u> (略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>・設備・機器については、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とすること。</p> <p>4 第7条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <p>一 <u>ウラン加工施設の安全上重要な施設及びプルトニウムを取り扱う加工施設</u> (略)</p> <p>二 <u>上記一以外のウラン加工施設</u> (新設)</p> <p>① 建物・構築物 (略)</p> <p>② 設備・機器 (略)</p> <p>5～8 (略)</p>